

避難指示解除準備区域（川俣町）から避難した亡父（申立人らが相続）及び申立人母について、①亡父につき、川俣町で生まれ育ち、居住期間が70年以上にわたっていたことや、地元で起業した会社を経営しつつ、地域における教育交流促進等のため、体験農園の管理や農業体験の指導、スポーツクラブの運営に携わるなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等の事情を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として80万円の賠償が認められ、②申立人母につき、川俣町で生まれ育ち、居住期間が70年以上にわたっていたことや、亡父とともに上記会社で稼働しつつ、地元の婦人会に所属し、地域の各種行事や道路の草刈り、清掃等の活動に積極的に参加するなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等の事情を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として80万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2および申立人X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し、保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が、平成30年5月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- 2 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 被相続人にかかる損害
生活基盤変容慰謝料（第五次追補第2の2）増額分 金80万円
- 2 申立人X2にかかる損害
生活基盤変容慰謝料（第五次追補第2の2）増額分 金80万円

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2記載の損害項目についての和解金として、金160万円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年12月24日

（仲介委員 松本 佐弥香）